**運営規程に定めておかなければならない事項**

**１　事業の目的及び運営の方針**

**２　従業者の職種、員数及び職務の内容**

　　従業者は相談支援専門員とその他の従業者に区分し、員数及び職務の内容を記載する。

　　従業者の員数は日々変わりうるものであるため、基準上、置くべきとされている員数を満たす

範囲において、「○人以上」と記載することも可能である。

**３　営業日及び営業時間**

**４　指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等から受領する費用及**

**びその額**

　　指定計画相談支援の提供方法及び内容については、サービスの内容及び計画相談支援対象障害者

等から相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載する。

　　計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額については、計画相談支援給付費（法定

代理受領を行わない場合に限る。）のほかに、計画相談支援対象障害者等の選定により通常の事業

の実施地域以外の地域の居宅において、指定計画相談支援を行う場合の交通費（移動に要する実

費）を指す。

**５　通常の事業の実施地域**

　　通常の事業の実施地域は客観的にその区域が特定されるものとすること。

なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を超

えてサービス提供が行われることを妨げるものではない。

**６　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類**

　　指定特定相談支援事業者は、障害の種類にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、

サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、事業の主たる対象

とする障害の種類を特定して事業を実施することも可能である。

**７　虐待の防止のための措置に関する事項**

　　「虐待の防止のための措置」については、障害者虐待防止法において障害者虐待を未然に防止す

るための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性

を担保する観点から、指定特定相談支援事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速か

つ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたも

のである。具体的には以下の５点を指す。

　　　・　虐待の防止に関する担当者（相談支援専門員）の選定

　　　・　成年後見制度の利用支援

　　　・　苦情解決体制の整備

　　　・　従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画等）

　　　・　虐待防止のための対策を検討する委員会（虐待防止委員会）の設置等に関すること

**８　その他運営に関する重要事項**

※特定相談支援事業・障害児相談支援事業を一体的に行う場合は一つの運営規程としても問題ありません。

**【記載例】基準省令等の改正により、内容が変更となる場合があります。**

運営規程

　（事業の目的）

第１条　●●法人■■■が開設する◆◆◆◆センター（以下「事業所」という。）が行う特定相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（厚生労働大臣が定める者）（以下「従業者」という。）が、障害者（児）に対し、適正な特定相談事業を行うことを目的とする。**等を記載する。**

　（運営の方針）

第２条　事業に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、配慮して行うものとする。

２　事業の運営に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

３　指定特定相談支援は、利用者又は障害児の保護者の意向を踏まえ、自立した日常生活、社会生活を実現するように行うものとする。

４　事業所は、自らその提供する指定特定相談支援事業の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

５　前４項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。**等の運営方針を記載する。**

　（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　一　名　称　◆◆◆◆センター

　二　所在地　東京都足立区・・・・・・・・・・

　（職員の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

　一　管理者　１名（常勤）

　　　管理者は、事業所の相談支援専門員、その他の従業者の管理、指定特定相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

　二　相談支援専門員　○名（常勤〇名、非常勤〇名）

　　　相談支援専門員は、障害者（児）等からの基本的な相談、サービス等利用計画の作成に関する業務を担当する。

　　　**※従業者の「員数」については、人員基準の範囲内において「○人以上」と記載しても良い。**

　（営業日及び営業時間、サービスの提供）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

　一　営業日　○曜日から○曜日　ただし、祝日及び○月○日から○月○日までを除く。

　二　営業時間　午前○時から午後○時までとする。

　三　サービス提供時間　上記営業時間の内、○時間とする。**等**

（指定相談支援の内容及び利用者から受領する費用等について）

第６条　提供内容は、次のとおりとする。　**特定相談支援事業の内容を記載する。**

　（例）基本相談支援

　　　　　障害者（児）等からの基本的な相談

　　　　計画相談支援

　　　　　一　サービス利用計画（サービス等利用計画の作成等）

　　　　　二　継続サービス利用支援（モニタリング等）

２　法定代理受領を行わない指定特定相談支援を提供した際は、法第５１条の１７第２項の規定により算定された計画相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。

３　第８条に定める通常の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定特定相談支援を行う場合には、それに要した交通費は、その実額を徴収する。

４　前２項の費用の支払を受けた場合には、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

５　第２項の費用の額に係る相談支援の提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該相談支援の内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得るものとする。**等、実費額を徴収することがある場合には記載する。**

　（事業の主たる対象者）　**※主たる対象者を定めた場合に記載する。**

第７条　事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定める。

　身体障害者（18歳未満の者を除く）

知的障害者（18歳未満の者を除く）

障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）

精神障害者（18歳未満の者を含む）

難病等対象者　**等、対象とする障がい種類について記載する。**

　（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、足立区、〇〇区、◇◇区の区域とする。

（虐待の防止のための措置）

第９条　事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

２　虐待の防止に関する担当者（相談支援専門員）を選定する。

３　成年後見制度を周知するとともに、制度の利用にあたって必要となる支援を行う。

４　苦情解決体制を整備する。

５　従業者に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的に（年１回以上）開催するとともに、新規採用時には必ず実施する。

６　虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的に（年１回以上）開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する。**等の虐待防止に関する事項を記載する。**

（その他運営についての留意事項）

第10条　事業所は、従業者の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。

　一　採用時研修　採用後○カ月以内

　二　継続研修　　年○回

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は●●法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。**等の運営についての重要事項を記載する。**

附　則

　この規程は、□□＊年＊＊月＊＊日から施行する。